

窓廻り装飾事業協会 会員規定

[目的]

第1条 この規約は、窓廻り装飾事業協会定款（以下「定款」と言う）第12条に基づき、窓廻り装飾事業協会の会員（以下「会員」と言う）について必要な事項を定めるものとする。

2. 運営の細目については理事会で決議し別途運営規定を定める。

[会員の資格の細目]

第2条 正会員の資格の細目は次のとおりとする。

窓廻り装飾事業に関わる事業に係わる次のいずれかに該当する法人及び個人とする。

(イ) 窓廻り装飾事業者：カーテン縫製業・窓廻り採寸取り付け業・レール&ブラインド等金物取付業・サッシとガラス取り付け業・窓ガラスフィルム施工業・オーニング施工業

(ロ) 窓廻り装飾事業の現場作業の経験があること。

(ハ) 窓廻り装飾事業の現場を監理した経験があること。

(ニ) 教育機関において継続的に窓廻り装飾作業に関する学科・実技の講座を担当していること。

(ホ) 窓廻り装飾に関する著作物があること。

(ヘ) 窓廻り装飾に理解と関心の高い次のいずれかに該当する個人。

- ・窓廻り装飾事業の事務所あるいはそれに類する企業の経営を職務としてい
- ること。
- ・窓廻り装飾事業に関連する行政に携わることを職務としてい
- ること。
- ・インテリア・エクステリア事業に関する法人にあって窓廻り装飾事業に
- 関連する職務をしていること。

2. 賛助会員の資格の細目は次のとおりとする。

①窓廻り装飾事業に関係のある企業（会社又は個人の別は問わない）であって賛助会費を負担するもの。

②窓廻り装飾事業に関係のある研究機関あるいは団体（公的機関・法人又は任意の団体等の別は問わない）であって賛助会費を負担する者、又は本会の事業の運営を賛助する者。

③窓廻り装飾事業に関心を有する個人および法人であって賛助会費を負担するもの。

[入会の手続き]

第3条 定款5条に基づき、正会員、賛助会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

2. 前項の場合において、正会員になろうとするものは正会員1名の紹介と推薦を受けなければならない。

3. 入会申込書は、事務局において受理し、その都度定例の理事会に提出しなければならない。
4. 入会時に分科会（縫製・工事・流通）の所属を記載しなければならない。

[審査]

第4条 理事会は、前条により提出された入会申込書に基づき審査しなければならない。

2. 理事会は、審査の結果を速やかに事務局に連絡しなければならない。
3. 事務局は、前項の連絡を受けたとき、この審査の結果を別に定める様式により入会申請者に通知するものとする。

[会費]

第5条 会費は次のとおりとする。

- ① 正会員 年額 30,000 円
- ② 賛助会員 年額 2 口以上 （1 口 30,000 円）

ただし、機関会員の内、大学研究室など、公的機関あるいはそれに準ずると認められる研究機関については、理事会の議決を経て、会費はなしとすることができる。

※設立初年度は会費の分割は行わない。

[会員資格の取得]

第6条 正会員として入会を承認されたときは、入会金を納付した日から正会員とする。

2. 賛助会員になろうとするものが、入会を承認されたときは、前条第2項の規定による会費を納入した日から、賛助会員とする。

[会員の権利]

第7条 会員は定款に定めるものの他、次の権利を有し、その権利をその者に専属する。

- ① 分科会（縫製・工事・流通）に所属して会議に出席し、発言すること
- ② 総会に出席し、発言すること
- ③ 本会の会報の配布をうけること
- ④ 本会が発行した図書・印刷物等の優先的購入
- ⑤ 本会が主催する講演会・研究会等の優先的参加
- ⑥ 正会員にあっては役員の選挙権及び被選挙権を行使することができる。

[会員の義務]

第8条 会員は、定款で定めるもののほか、次の義務を負うものとする。

- ① 定款及び当該規定を厳守すること。
- ② 他人に属する著作権及び工業所有権を侵害しないこと及び侵害させるような指示をしないこと。
- ③ 本会の目的と協議しがたいと認められる事業等に対して参加しないこと。

[退会の申し出]

第9条 定款第9条に基づき退会の申し出をしようとするときは別に定める退会届を提出しなければならない。

[社員資格の停止期間]

第10条 定款第8条に該当する会費滞納者の取り扱い基準は次のとおりとする。

①資格停止の対象者

決算時に当該年度の会費を期末までに完納しない者。

②資格停止の期間

資格停止の期間は原則として6ヶ月とする。その期間を経てなお前年度までの会費が納入されない場合は定款第8条により退社したものとみなす。

[会員規定の変更]

第11条 本規定の変更は、理事会を経たのち、総会に報告し承認されなければならない。

附則	2022年	1月21日	試案
	2022年	1月27日	第1改定案
	2022年	12月20日	第2改定案
	2023年	4月28日	第3改定案
	2023年	8月10日	第4改定案
	2023年	9月21日	第5改定案